

採光及び照明	(10)・(11) [略]	[略]
	図 [略]	
騒音	(12) [略]	[略]
	備考 [略]	

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

1 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目	基準	
水	(1) 水道水を水源とする飲料水（専用水道を除く。）の水質	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の下欄に掲げる基準による。
	ア. ～ウ. [略]	
	エ. 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	
	オ. ～ケ. [略]	
	コ. [略]	[略]
水	(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質	[略]
	ア. ・イ. [略]	
質	(3) 専用水道（水道水を水源とする場合を除く。）及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質	[略]
	ア. ～ケ. [略]	

採光及び照明	(10)・(11) [略]	[略]
	図 [略]	
騒音	(12) [略]	[略]
	備考 [略]	

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

1 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目	基準	
水	(1) 水道水を水源とする飲料水（専用水道を除く。）の水質	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の下欄に掲げる基準による。 エ. の項目中、過マンガン酸カリウム消費量は、10mg/ℓ以下であること。
	ア. ～ウ. [略]	
	エ. 全有機炭素（TOC）の量又は過マンガン酸カリウム消費量（以下「有機物等」という。）	
	オ. ～ケ. [略]	
	コ. [略]	[略]
水	(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質	[略]
	ア. ・イ. [略]	
質	(3) 専用水道（水道水を水源とする場合を除く。）及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質	[略]
	ア. ～ケ. [略]	
備考		
一 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質の検査にあつては、ア. の項目中、「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」とあるのは「有機物等」と読み替えるものとする。この場合において、過マンガン酸カリウム消費量の基準は、10mg/ℓ以下とする。		